

NEWS FILE ①

.....厚生労働省 News Release 2012年6月6日(水)

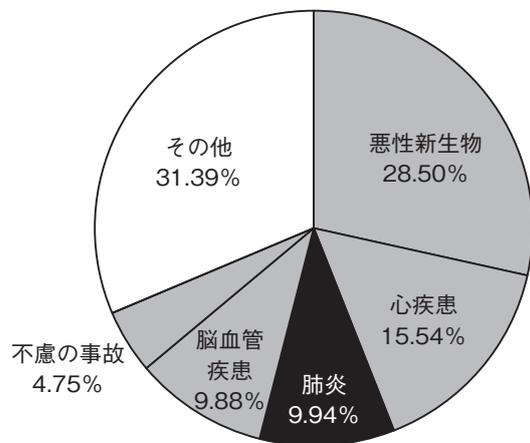
日本人の死因第3位
脳血管疾患から肺炎へ

今年の6月6日に厚生労働省が発表した2011年の人口動態統計(概況)によると、肺炎が脳血管疾患を抜いて死因第3位となり、日本人の「3大死因」に大きな変動がありました。

死亡者数を見ると、第1位の悪性新生物で35万7185人、第2位の心疾患で19万4761人、第3位の肺炎は12万4652人でした。第4位の脳血管疾患は12万3784人で、肺炎との差は868人とさほど大きくありませんが、80歳以上の肺炎死亡率は1120.4(人口10万対)という高率になっています。

65歳以上の老年人口が23.3%となり、およそ4人に1人が高齢者という日本において、肺炎が死因第3位になったのも当然かもしれません。

もちろん、脳血管疾患も依然として日本人の死因として上位を占めており、今後はがん・心臓病・肺炎・脳卒中が「4大死因」として扱われるようになっていくのかもしれません。



(国民衛生の動向 2012 / 2013 より)

■新学習指導要領と保健教育 CONTENTS

- 生きる力を育てる保健の授業 高橋浩之(千葉大学) 2
 心の健康を学べばいじめはなくなる? 近藤 卓(東海大学) 4
 保健分野で自然災害をどう取り上げるか 渡邊正樹(東京学芸大学) 6

生きる力を育てる保健の授業

高橋浩之
(千葉大学)

1 保健の授業における 生きる力について

生きる力の定義自体に「たくましく生きるための健康や体力」(中央教育審議会1996年)が含まれているので、保健の授業は生きる力そのものを育てているのだと主張することは可能である。しかし、もちろん、保健の授業と生きる力との関連はそれだけではない。

現在の日本においては、放射性物質が健康とのかかわりにおいて大きな注目を受けている。食品に関するものから生活環境に関するものまで、日本人がこれから長きにわたり放射性物質のことを気にかけなくてはならなくなったことは確かであろう。しかし、現状における多くの日本人の放射線への対応は合理的なものといえるのであろうか。

考えてみると、数年前には新型インフルエンザに関して日本中が大騒ぎをしていた。そのときには感染者への差別やワクチンの取り扱いのような状況が起きている。実際に被害にあわれた方もいるが、全体として反応が過敏すぎたと感じている方も多いのではないだろうか。大騒ぎをしたあげく大量のワクチンを期限切れで処分したことを覚えている方もいるであろう。また、強毒性のH5N1インフルエンザに関しても繰り返しテレビ番組や新聞記事で取り上げられていた。現在では昔話のようになってしまっているが、インフルエンザの危機は去ったのだろうか。もちろんそうではなく、H5N1インフルエンザに関する脅威は、増し続けているというのが事実であろう。

また、一方で、受動喫煙だけで年間6,800人、全体では13万人(厚労省研究班, 2010年)の日本人の命を奪っている喫煙に対しては、個人も社会も極めて鈍感である。人間が行うことなので、いつでも合理的な行動がとれるわけではない。また、科学的にも解明されていないことは多く、合理的な判断を行う上での基礎情報が欠けていることもままある。

しかし、それにしても、健康や命という大切なものに関する対応にもかかわらず(あるいはそれ故であろうか)、あまりに移り気で不合理な行動が多いのではないだろうか。

こう考えると「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」(中央教育審議会1996年)は、健康に生きていくためにこそ不可欠なものであることに気づかされる。これは、世界的に共通することで、例えば、日本の子どもの学力が問題となったPISA調査などにおいても、予防接種に関する問題や日焼け止めに関する問題など、しばしば健康にかかわるテーマが題材となっている。そこからわかるように、考え、判断し、表現するという力は健康に生きていくことと大いに関係し、また、現代社会においては、そのような力がなくては健康に関して合理的な行動をとるのは難しいのである。

保健の授業こそ、健康という重要かつ含蓄が深い課題をもとに生きる力を育てるという意味で、現代における教育の代表といえることができよう。

2 平成20年告示中学校学習指導要領の 特徴について

14年前の平成10年告示の学習指導要領においては、保健の目標が「個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる」とされた。これは、「健康・安全についての科学的な理解を通して、現在及び将来の生活において健康・安全の課題に直面した場合に、的確な思考・判断及び意志決定を行い、自らの健康の管理や生活行動及び環境の改善を適切に実践できるような資質や能力、即ち実践力を育成すること」(中学校学習指導要領解説—保健体育編—)を強調している。

すなわち、健康の保持増進のための実践力の育成こそが保健学習の使命であることを明記したという

意味で大きな変更であった。平成20年の改訂でも、学習指導要領上の目標には変化がなく、また、解説においても、言葉の使い方がやや慎重になされているという面はあるが、やはり目標自体には「実践力の育成」という言葉が残り、前回の学習指導要領の方向性が踏襲されていると解釈することができよう。したがって、保健の授業においては、これまで通り、単なる知識の供給に終わらない、なおかつ、直接的な行動変容を狙うわけではない、生徒が自分で健康的な行動の選択ができるような資質や能力を育てる学習を目指すことになる。

ただし、注意すべき点もある。今回の学習指導要領の改訂においては、学校教育法改正（第30条の2など）や前述のPISA調査での課題との関連で、知識を活用させる活動を通して思考力・判断力・表現力をつけることが重要だとされている。保健分野においても「内容の取扱い」の(10)に「知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫」という表現が盛り込まれた。この部分の学習指導要領解説には、「事例などを用いたディスカッション、ブレインストーミング」などを取り入れることという例示がなされている。

ここで「知識の習得を重視した上で」という表現も加わっていることに注目する必要がある。ディスカッションやブレインストーミングはそれ自体が独立した学習活動ではなく、それらの活動のもととなる知識の習得があってこそその活動と言える。今回の改訂においては、そのことが明示されており、しっかりと知識の習得とその活用の仕方を学ぶことが実践力の育成につながることを示されている。

ここで強調されている実践力こそが保健の授業における生きる力であるといつてよいであろう。

3 | これからの保健の授業について

これからの保健の授業においては、もっと考え、判断し、表現する活動が重視されなくてはならない。現実世界では、答えは与えられるものではなく、また答えが決まっていない場合もある。先に挙げたPISA調査の問題においても、賛成でも反対でも筋の通った答えなら正解だとする問題が出題されている。すなわち、自分自身で考え、的確に表現することが求められているということである。

そのためには、授業にもっと生徒が挑戦したくなるような課題を取り入れて、考える機会、表現する機会を作る必要がある。具体的には、例示にもあるようなディスカッションやブレインストーミングがより活用されるべきであろう。多くの生徒が自由に多くの発言をする機会を作り、創造的思考、批判的思考を伸ばす必要がある。そのためには、自由な発言が、あるいは極端に言えば誤った意見も許容されるような雰囲気作りが大切である。間違っただけでなく、強く思い込んでしまうと、発言だけでなく、思考活動さえ阻害されてしまう可能性があるからである。

生きる力を語る際に、考え、判断することが強調されているとしても、その基礎となる知識や理解は不可欠なものであることを忘れてはならない。ただし、その知識や理解がどのようなものであり、どのように扱うべきかに関してはしっかりと検証する必要がある。

例えば、前回の学習指導要領解説で学習活動の工夫の例示に加えられ、今回の例示からは削除されたロールプレイングに関して考えてみよう。ロールプレイングが例示から削除されたのは、前回の例示以後、多くの授業でロールプレイングが導入されたが、必ずしも十分な成果をあげられなかったためといえる。

すなわち、多くの授業においては、生徒が行き当たりばったりで喫煙の勧めなどを断り、学習活動として必ずしもふさわしい形になっていなかった。そのことは、ロールプレイングという学習活動の問題であると同時にそれ以前の喫煙の有害性や依存性に関する学習の問題だとも言える。なぜなら、学んだことがその直後のロールプレイングにおいてさえ活用できる形になっていなかったからである。授業中のロールプレイングで活用できない知識が現実の世界でどうして活用できよう。テストのための知識ではなく、自分の体や生活に関連を持った生徒自身のための知識でなくてはならない。

課題はたくさんあるにしても、現代日本において保健の授業を作り実施していくということは、教師にとって、本当に価値のあるチャレンジだということは間違いない。是非、中学生が挑戦し、自ら生きる力を獲得していくような授業を展開していただきたい。

心の健康を学ばばいじめはなくなる？

近藤 卓
(東海大学)

1 揺れる柳の枝におびえる

暗闇で風に揺れる柳の枝をお化けだと勘違いしておびえる、という笑い話があります。陽の光の下では、柳の木は柳の木でしかありません。実態がわかれば何でもありません。しかし実は、日常生活においては、こんな笑い話のようなことがいくつもあります。

しかも、それが原因で、悲惨な結果を招くことさえ珍しいことではないのです。その一例が、人の心に潜む影の部分が引き起こす様々な行動です。いじめも、そうしたことのひとつと考えることもできるかもしれません。心の健康を学ばせることで、事実をしっかりと見る力を育み、柳の枝とお化けの違いを見極める力を養わせたいと思います。

2 人の心を理解する

人の体について理解を深めることは、それほど難しいことはありません。体重や身長などの測定値で静的な理解ができますし、走力や跳躍力などの運動能力で動的に理解することもできます。

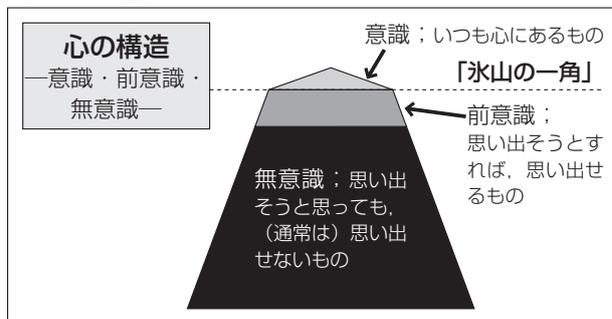
一方、人の心はどうでしょうか。理解力や記憶力などの心の働きについては、現在では定量的に測定する手法が一般化されています。しかし、喜びや悲しみなどの感情については、それを定量的に測定することは極めて困難です。また、そうした感情がすべて表面化（意識化）されているとは限りません。表面的には平静を装っているが、実は表面化しない深い所（無意識の部分）で悲しみに打ちひしがれていたり、苦しんでいる場合もあります。そうした無意識の働きが、他者に向けられていじめの行動で表面化したり、自分自身に向けられてうつ状態に陥ったりすることがあります。

さらに厄介なことには、意識と無意識の中間的な位置に前意識という領域もあります。これは、思い

出そうとすれば思い出せるけれども、普段はあまり意識していないような部分です。たとえば、靴を履く時に左右のどちらの足からだったかといった、日常生活で何気なくしている動作や行動は、思い出そうとすれば何とか思い出せますが、普段は特に意識していません。無意識は、そのさらに奥にあって、思い出そうとしても通常の方法で思い出すことはほとんど不可能なのです。

19世紀のころまで（フロイトの出現以前）は、意識されている部分だけが人の心の働きだと考えられていましたが、実はそれは心の「氷山の一角」にすぎず、水面下に隠れている部分（無意識）こそが心の重要な働きをなしていることがわかってきました（図1）。コペルニクスの地動説、ダーウィンの進化論と並び称して、フロイトの無意識の発見は人類文化史上の三大発見といわれることもあるほど、人の心に関する考え方に大きな影響を与えた考え方です。

図1 心の構造

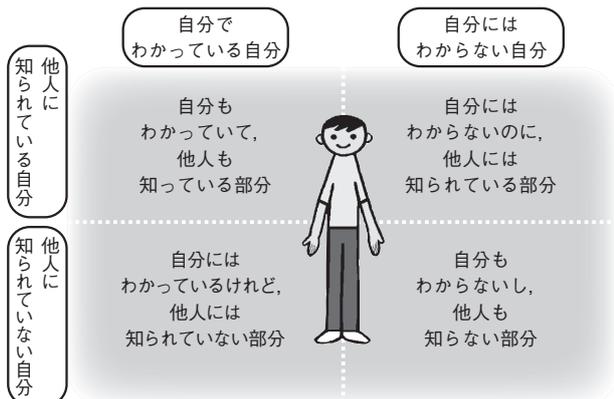


3 闇にかすむ人の心に迫る

意識化されている心の部分、つまり表面に現れている部分を理解することでさえなかなか困難なのですが、それに加えて無意識の心の部分を知るのはほとんど不可能に近いことかもしれません。

ところが、無意識の部分に隠れている、様々な欲求や不安や葛藤や苦しみが、いわば闇夜の柳の枝のように私たちに脅かすことがあります。教科書

図2 さまざまな自分



自分には、自分もわかっていて他人も知っているという、開かれた部分があります。いっぽうで、自分もわからないし他人も知らないという、隠された部分もあるのです。

p.64の図2の右下にある、「自分もわからないし、他人も知らない部分」というのは、この図では4分の1の大きさにしか描かれていませんが、実はこの部分が心の大半を占めているのです。

攻撃的な言動で、まわりを振り回す生徒がいるかもしれません。一方で、自分を責めてばかりいる子もいるかもしれません。表面化している行動は不可解であっても、その裏の心の奥底には必ずその原因となるものがあるはずです。今日に見えている不可解で困った行動は、いわば「お化けに見える柳の枝」です。そこに陽の光が当たれば、実は「自分にもわからず他人も知らない」本当の理由、つまり「ただの柳の枝」があるはずです。

こう考えてくると、「自分にもわからず他人も知らない」をなるべく少なくして、他の領域、とりわけ「自分もわかっていて、他人も知っている部分」（図2左上部分）をできる限り大きくしていくことが大切だと思われるかもしれません。そうすれば、陰ひなたのない明るく天真爛漫な幼子のような、いわばわかりやすく扱いやすい子どもになるでしょう。

ただ、思春期・青年期の発達途上にある中学生が、そんなに単純でわかりやすいことで良いのでしょうか。幼いころは「快と不快」の区別しかなかった感情は、中学生になってより分化し発達を遂げています（教科書 p.62図2）。また、「食べたい」「眠りたい」といった生理的欲求だけでなく、「他人に認められたい」「自分らしく生きたい」といったように複雑で高度な心理的欲求もより強くなっています（教科書 p.66図1）。

つまり、「自分もわかっていて、他人も知っている部分」ばかりが大きくなり、「自分もわからないし、

他人も知らない部分」という影の部分が極端に小さいとしたら、それはむしろ心の発達が阻害された状態だといってもいいかもしれません。さらには、「自分にはわかっているけれど、他人には知られていない部分」や「自分にはわからないのに、他人には知られている部分」なども、人の心に幅と深みを持たせ、より豊かな人間性を支えるものになるでしょう。

4 心の鏡に映してみる

学級や部活の仲間、あるいは身近な友人たちと一緒に写った集合写真を見て、周りの友だちは良く写っているのに、自分だけ写りが悪いという感想をよく耳にします。友だちは良く写っているのに、なぜ自分だけ写りが悪いのでしょうか。しかも、どの子も自分だけが写りが悪いと言います。

実は、この世界にあるもので、ただ一つ直接自分の目で見ることのできないものがあります。それが自分自身の顔です。自分がよく知っているのは、鏡で見ている自分の顔です。ところが、その顔と写真に写っている自分の顔は別物です。左右が反転しているからです。人の顔は、完全な左右対称ではありません。鏡で見知っている自分の顔と、写真に写った自分の顔は似て非なるものなのです。だから、なじみのない自分の顔の写っている写真を見て、気に入らないというのでしょうか。言い換えれば、「自分の知っている自分の顔」と「他人が見ている自分の顔」は、同じではないのです。

これはほんの一例ですが、要するに自分というものを知っているつもりでも、私たちは自分の顔さえよく知らず、他人から見た感想を突き付けられた時に戸惑ったり否定したりします。ましてや、それが心のありようであればなおさらです。「あなたは今こんな風を感じているのですね」と言われても、なかなか受け入れることができないかもしれません。そうした他者からの見方を、あたかも鏡になったようにして見せてくれるのがカウンセラーです。カウンセラーは心の鏡だと言ってもいいかもしれません（教科書 p.64図1）。

苦しみや不安、あるいは様々な葛藤に苦しんでいる時には、専門家の助けを借りることも必要です。自分でもよくわからない心の影の部分に光を当てるために、カウンセラーはじっくりと耳を傾けながら、一緒に困難な道を歩んでくれるはずです。

保健分野で自然災害をどう取り上げるか

渡邊正樹
(東京学芸大学)

1 近年の防災教育の課題と 取組の方向性

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震およびそれに伴う津波によって東日本大震災が引き起こされ、広範囲に渡り甚大な被害が発生した。直後より国や自治体は、被災地の復興はもとより今後の地震災害を想定した防災についての検討を進めている。

このような中で文部科学省は、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」（以下、有識者会議と略す）を平成23年7月にスタートさせ、同年9月に中間とりまとめを、平成24年7月には最終報告を公表した。この会議の目的は、東日本大震災によって被災した学校等での経験を把握・分析した上で、これからの防災教育・防災管理等の在り方を提言することである。

この有識者会議の検討内容は、平成23年度の中央教育審議会学校安全部会でも取り上げられ、中央教育審議会の答申を受けて平成24年4月には「学校安全の推進に関する計画」（以下、学校安全推進計画と略す）が閣議決定された。さらに、同年9月には「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」が文部科学省から公表され、その中で防災教育に関わる検討課題とその取組が扱われている。

これらの中で共通して取り上げられているのが、防災教育の体系化、そして指導のための時間確保という課題である。前述の学校安全推進計画では、防災を含む安全教育の充実のため、「国は、各学校において、体育・保健体育をはじめ関連する教科等での安全教育の指導時間が確保できるよう検討する必要がある。」とし、具体的な方策として「体育・保健体育において安全教育に充てる時間を充実させること」が記されている。今後は安全教育の教科化なども検討されると思われるが、当面は体育科・保健体育科を中心に、防災を含む安全教育の内容の充実が図られていくことになるであろう。

このような動向に基づき、本稿では中学校保健体

育科における自然災害による傷害の防止を中心として、これからの防災教育のあり方を示したい。

2 防災教育の位置づけ

学校安全推進計画には、安全教育で身につける能力について、以下のような記載がある。

i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること

ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること

iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

これらは防災教育の目標として示されたものではないが、平成22年に文部科学省から発刊された「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（改訂版）にみられる安全教育の目標とほぼ同じ記述である。

防災教育のねらいについては、文部省（当時）が平成10年に発刊した「生きる力をはぐくむ防災教育の展開」（平成24年度に改訂予定）にも記されているが、その記述もまた同様に、3つの柱によって示されている。

ところで中学校学習指導要領解説保健体育編には、保健体育科保健分野の目標に関して、次のような記述がある。

「現在及び将来の生活において健康・安全の課題に直面した場合に、科学的な思考と正しい判断の下に意志決定や行動選択を行い、適切に実践していくための思考力・判断力などの資質や能力の基礎を育成する」

これは上記の i) で示された「理解を深めるこ

と」と「的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができること」と関連していることが読み取れる。

中学校において自然災害に関わる内容は、教科としては社会科の地理的分野や理科の第2分野でも取り上げられている。しかし避難行動のような安全という視点は保健体育科に特徴的なものであり、教科としての防災教育を行う上で、保健体育科の意義は特に大きいと考えられる。

また前記のii)に示された能力は、いわゆる危険予測・回避能力ととらえることができる。危険予測・回避能力は、近年の安全教育において最も重要な概念であるが、前述の有識者会議の中間とりまとめでは「自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進」が取り上げられ、「災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するためには、自然災害に関する知識を身に付けるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることが必要である。」と説明されている。

保健体育科保健分野の「傷害の防止」では、危険予測・回避能力が「交通事故などによる傷害の防止」において、「地域の実情に応じて、犯罪被害をはじめ身の回りの生活の危険が原因となって起こる傷害を適宜取り上げ、危険予測・危険回避の能力を身に付けることが必要であることについて理解できるよう配慮するものとする」と示され、危険予測・回避能力の重要性について触れている。

特別活動の学級活動においても安全指導の中で、「危険を予測できる力や的確に行動できる力を高め、いくよう日頃からの注意の喚起や指導が必要である」（中学校学習指導要領解説特別活動編）とあるように、より実践的な学習を通じて養うべき能力として危険予測・回避能力が位置づいている。

このように教科や特別活動など学校教育全体に渡って安全教育、防災教育は推進されるが、前述の学校安全推進計画に示されたように、中でも保健体育科の果たす役割は特に重要である。

3 保健体育科における 防災教育の考え方

では保健体育科保健分野における防災教育の内容について考えてみよう。

平成24年度から全面実施となった学習指導要領では、「傷害の防止」については、災害安全の視点か

ら、二次災害によって生じる傷害を明確に示すという改善がはかられた。また学習指導要領解説においては、地震への備えや冷静・迅速な避難、災害情報の重要性なども取り上げられている。

ところで「傷害の防止」では、傷害の発生には人的要因と環境要因が関わっていること、傷害の防止には両方の要因に適切な対策をとることを理解することが基礎・基本となっている。交通事故による傷害の防止であれば、この枠組みが比較的理解しやすいが、災害安全では理解しにくいと思われる。

よくある誤解は、地震や台風の発生を防ぐことは不可能なのだから、環境要因への対策は困難だというものである。しかし地震や台風のような自然現象とそれがもたらす災害は、区別されなければならない。

たとえば地震や台風などによる危険をハザードとリスクの両面からとらえると、自然災害への対策が理解しやすい。地震や台風そのものはハザードであるが、それらの発生を防ぐことはできない。しかし地震の揺れに強い建物を作ったり、台風や津波対策のための防潮堤を築いたりすることは、ハザードへの対策といえることができる。それに対して、人々が自然災害に対して備えておくことや、地震等が発生した時に迅速かつ適切な避難行動をとることは、自然災害による被害を受ける可能性すなわちリスクを低減することになる。

ハザード対策はもちろん必要であるが、限界もある。そこで防災教育においては、ハザードによってもたらされるリスクをどのように回避するか、あるいは低減するかが鍵となる。

また前述の危険予測・回避能力を防災に当てはめると、危険予測はハザードとリスクを認知することであり、危険回避はリスクを避けることを意味していると解釈できるだろう。

正しいハザード認知がリスク回避行動に結び付くという研究結果もある。地震災害とその二次災害や気象災害に関わるハザードについて正しい理解をもつことはもちろんだが、それに関わるリスクの認知とリスクの回避について理解することが、保健体育科における防災教育の骨格となる。

4 「傷害の防止」での学習活動

有識者会議の最終報告では、中学校段階における

防災教育の内容について、次のように記述している。

「地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにする。」

これまで述べてきたことは、この前半部分に該当し、保健体育科で取り上げる内容とほぼ重なると考えることができる。では実際に保健体育科の「自然災害による傷害の防止」では、どのような授業が考えられるであろうか。

前述したように、自然災害による傷害の防止をリスク面からとらえると、自然災害によって生じるリスクを正しく理解し、適切に回避する方法を理解することが主要な学習内容となる。従来、避難行動については、地震を想定した学校での避難訓練によって学ぶことが一般的であった。またその内容は、生徒らが教室にいる時間帯に地震が発生するという前提で行い、直後に机の下に身を隠し、揺れが収まった後に校舎外に避難するというものであった。しかし教室に生徒がそろっている時に限定して、地震が発生するわけではない。そのため、いつでも机の下にもぐることは限らない。文部科学省が平成24年3月に発刊した「学校防災マニュアル作成の手引き」では、地震の揺れに対して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所へ身を寄せることを避難行動の原則として示している。今後は、これが初期対応の基本として取り上げられることになるであろう。さらに東日本大震災では、一旦避難した校庭や体育館において津波被害に遭った事例もあったように、二次災害に関わる避難行動を見直すことができる学習も必要である。

言うまでもなく、保健においては思考力・判断力を育成することが重視されているわけだが、自然災害による傷害の防止でも、地震等がもたらすリスクを予測し、回避する場面で、思考・判断する学習が可能である。学校だけでなく、通学路、家庭はも

ちろん、商店街や公共交通機関での場面などを通じて、想定しうるリスクとその回避を取り上げることで、避難の基礎・基本を応用することができる。

また、思考・判断を促すために、特別教室で授業を行うのも一つの手である。理科室や家庭科室のような特別教室では、机の下に十分な避難スペースがない。そこで、身を守るためには、その場所での危険を予測し、その危険を適切に回避できなければならない。

他にも、ハザードマップを用いた図上訓練や、家庭での避難計画を立案して応用する卓上訓練なども、授業に導入することは可能であるが、特定の状況だけにこだわると、保健学習としての内容を逸脱する危険性もあるため、注意が必要である。

なお避難行動での危険予測はまた、家具等の転倒防止や避難に必要な物品の準備などの学習にもつなげることができる。

5 防災教育の充実へ向けて

適切な避難行動を理解できても、実際の場面で避難できるとは限らないことはよく指摘されることである。有識者会議の中間とりまとめや学校安全推進計画でも、「主体的に行動する態度」の育成が取り上げられている。保健の授業で、自然災害の知識の習得や知識を活用して思考・判断することは、適切な避難行動や災害への備えにとって不可欠ではあるが、いざという場面で実際に行動できなければならない。

有識者会議の最終報告では、「学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにする」とあるように、学級活動や総合的な学習の時間を通じて安全安心な社会づくりについて学ぶことも、「主体的に行動する態度」を育成することにつながるだろう。そして保健で学んだ内容が実際の災害発生時に活かされることにつながる。

中学保健体育科ニュース 2012年 No.3(通算6号)
2012年12月15日発行

●編集 大修館書店編集部
●発行所 株式会社 大修館書店
〒113-8541 東京都文京区湯島2-1-1
TEL 03-3868-2298 (編集部) / FAX 03-3868-2645
[出版情報] <http://www.taishukan.co.jp>
●印刷・製本 広研印刷株式会社